附　則

第１条　この規程は、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第２条　この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続きの改正を次のとおり公表する。

平成 26 年４月 30 日

日本たばこ産業株式会社

◎調達機関番号　108　◎所在地番号　13

政府調達事務手続

（趣旨）

第１条　この手続は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）を実施するため、日本たばこ産業株式会社の締結する契約のうち協定及び改正協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　略

一　略

二　建設工事　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げる建設工事をいう。

三　調達契約　物品等又は建設工事の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該建設工事以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。）をいう。

四　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは建設工事又は同一の種類の二以上の物品等若しくは建設工事の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この手続は、日本たばこ産業株式会社の締結する契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける建設工事の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めがある場合は当該期間における予定賃借料の総額又は建設工事の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は建設工事の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、期間の定めがない場合は１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの建設工事の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。

ただし、改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表３中、付表３に関する注釈１・２及び３注ｇに該当する場合並びに国の物品等又は特定役務の調停手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第３条第１項第１号に該当する場合は、この限りでない。

一　物品等の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

二　建設工事の調達契約　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表３に掲げる建設サービスに係る基準額

２　略

（競争参加資格に関する審査等）

第４条　略

２～３　略

４　略

一　調達をする物品等又は建設工事の種類

二～四　略

（一般競争の公告）

第５条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。

２　略

（一般競争について公告をする事項）

第６条　略

一～五　略

六　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は建設工事の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

七　申請の時期及び場所

八　第10条に規定する文書の交付に関する事項

九　落札者の決定の方法

２　略

３　略

一　調達をする物品等又は建設工事の名称及び数量

二　入札期日又は申請の時期

三　略

（指名競争の公示等）

第７条　略

２～３　略

４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第六号に掲げる事項

二　契約の手続において使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第８条　略

２　契約責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、資格を有すると認められる者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、第７条第３項に規定する事項及び同条第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

３～４　略

（郵便等による入札）

第９条　契約責任者は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（入札説明書の交付）

第10条　略

一　略

二　調達をする物品等又は建設工事の仕様その他の明細

三～六　略

（随意契約によることができる場合）

第11条　略

一～七　略

（落札者の決定に関する通知等）

第12条　略

２　略

一　落札又は随意契約に係る物品等又は建設工事の名称及び数量

二～九　略

（一般競争又は指名競争に関する記録）

第13条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。

一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名

二　入札者の申込みに係る価格

三　落札者の氏名、落札金及び落札者の決定の理由

四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

五　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項

六　その他必要な事項